

1. 独立行政法人の概要（その1）

NO.	43	所管厚労省	法人名	独立行政法人労働者健康福祉機構	職員の身分	非国家公務員
法人概要	独立行政法人労働者健康福祉機構は、療養施設、健康診断施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行うことにより労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、未払賃金の立替払事業を行うことにより、労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする法人である。					
沿革	昭和32年7月：労働福祉事業団 設立 平成16年4月：独立行政法人労働者健康福祉機構 発足					
中期目標期間	平成21年4月～平成26年3月（5年間）					
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
役員総数〔官庁OB〕（現役出向）（4/1時点）		7	7	7	7 [0] (1)	
常勤役員数		6	6	6	6	
非常勤役員数		1	1	1	1	
常勤職員数〔官庁OB〕（現役出向）（4/1時点）		14,251	14,765	15,246	15,609 [0] (32)	
うち間接部門		581	578	577	577	
うち事業部門		13,670	14,187	14,669	15,032	
非常勤職員数（官庁OB）（4/1時点）		2,948 (8)	3,311 (5)	3,438 (4)	3,617 (11)	
給与水準【事務・技術職員】（年齢・地域・学歴勘案）		102.0 (105.7)	101.9 (105.8)	107.9 (112.1)	— (—)	
給与水準【病院医師】（年齢・地域・学歴勘案）		107.3 (106.5)	105.1 (104.4)	109.6 (108.5)	— (—)	
給与水準【病院看護師】（年齢・地域・学歴勘案）		109.8 (109.2)	109.7 (109.5)	115.5 (115.6)	— (—)	
年度		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
	予算/決算	決算	決算	決算	当初予算	
国からの 財政支出額 の推移 （百万 円）	一般会計（百万円）	12	9	3	8	
	うち運営費交付金	—	—	—	—	
	うち施設整備費補助金	—	—	—	—	
	うち施設整備以外の補助金・交付金	—	—	—	—	
	うち委託費	12	9	3	8	
	うち出資金	—	—	—	—	
	特別会計（労働保険特別会計労災勘定）（百万円）	33,076	47,119	26,036	29,642	
	うち運営費交付金	9,477	9,049	7,811	7,144	
	うち施設整備費補助金	2,493	3,175	2,657	2,661	
	うち施設整備以外の補助金・交付金	20,355	33,794	14,363	18,751	
	うち委託費	751	1,101	1,205	1,087	
	うち出資金	—	—	—	—	
計	33,088	47,128	26,039	29,650		
支出額の推移（百万円）	306,964	307,283	314,054	330,752		
収入額の推移（百万円）	322,339	337,540	321,133	336,488		
国の財政支出/収入額（%）	10.3	14.0	8.1	8.8		
財務データ （平成24年度、百万 円）	資産合計	471,127	うち流動資産	175,528		
	負債合計	310,423	純資産合計	160,705	うち利益剰余金	—

※平成25年度の「うち委託費」については、平成25年8月1日現在契約済額である。

1. 独立行政法人の概要（その2）

NO.	43	所管	厚労省	法人名	独立行政法人労働者健康福祉機構
-----	----	----	-----	-----	-----------------

○事務・事業の構造等（平成25年度）

事務・事業名	①事務・事業の内容及び②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容	支出額 (平成24年度決算) (百万円)	収入額（百万円） (平成24年度決算)		特定関連会社・公益法人への支出 (百万円) (平成24年度)		
			内訳（名称）	（額）	法人名	額	
労災病院	<ul style="list-style-type: none"> ・全国に30の労災病院を有し、労災病院ネットワークを形成。 ・労災疾病等に関する予防から治療、リハビリテーション、職場復帰に至る一貫した高度・専門的医療の提供。 ・労災病院の運営、施設整備は、全て自前収入（医業収入）により賄われ、交付金、補助金は交付されていない。 ※ 平成16年3月の「労災病院の再編計画」により、労災病院機能の再編強化を図り、再編の対象外となる労災病院を廃止又は統合。（5病院を廃止、4病院を2病院に統合）	277,805	合計	281,203		528	
			国費				
			石綿関連疾患診断技術研修事業委託費	18			
			じん肺診断技術研修等事業委託費	1			
			じん肺症例に関する調査事業委託費	1			
			平成24年度石綿確定診断等事業委託費	10			
治療と職業生活の両立等の支援手法の開発一式（精神疾患その他ストレス性疾患）委託費	23						
平成24年度石綿関連疾患に係る医学的所見の解析調査業務（石綿等の鑑別診断の在り方に関する調査編）委託費	3						
自己収入			281,148	日本アイソトープ協会 日本医療機能評価機構 日本産業カウンセラー協会 日本医師会 医療研修推進財団	519 5 2 1 1		
労災疾病研究センター	<ul style="list-style-type: none"> ・従来から発生している職業由来の労災疾病（じん肺、振動病等）や、産業構造・職場環境等の変化に伴い労働者の新たな健康問題として社会問題化している疾病（アスベスト、メンタルヘルス等）の13分野について、高度・専門的医療、モデル医療・モデル予防法の研究・開発を行い、その普及を行う（13センター）。 ・労災病院グループのネットワークを通じて、労災疾病等の臨床データ、「職歴調査票」による職歴と疾病に関するデータ等の収集を行い、これらを活用した研究を行っている。 	623	合計	623		0	
			国費				
			運営費交付金	623			
自己収入			-				
労災看護専門学校	<ul style="list-style-type: none"> ・近年の看護師不足等の中、労災病院において勤労者医療の専門知識を有する看護師を養成するため、労災看護専門学校（9校）を設置。 ・教育カリキュラムには、職場のメンタルヘルス、疾病の治療と職業生活の両立支援、労働衛生、作業現場視察、災害時看護演習等を取り入れ、隣接する労災病院において臨地実習を行う。（ほぼ100%が全国の労災病院に就職） 	1,382	合計	1,382		0	
			国費				
			運営費交付金	1,000			
施設整備補助金	58						
自己収入			325	授業料、入学金等			

NO.	43	所管	厚労省	法人名	独立行政法人労働者健康福祉機構
-----	----	----	-----	-----	-----------------

○事務・事業の構造等（平成25年度）

事務・事業の構造等（平成25年度）	医療リハビリテーションセンター	<p>・労働災害等による四肢、脊椎の障害、頭部外傷等による中枢神経麻痺などの障害を被った労働者に対し、高度かつ専門的な医療水準の治療及び医学的リハビリテーションを行うため、医療リハビリテーションセンター（1箇所）を設置。</p> <p>・病気やけがの機能障害レベル、生活様式・職業・家庭状況などを総合的に判断し、治療プログラムを作成するなどにより、言語聴覚士（ST）、医療ソーシャルワーカー（MSW）など専門のリハビリテーションスタッフが対応。また、生活支援機器等の開発も実施している。</p> <p>・隣接する職業リハビリテーションセンター（（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営）との連携のもとに、職場・自宅復帰を図る。</p> <p><根拠法令等> 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号</p>	1,616	合計	1,616	0
				国費	22	
				施設整備補助金	15	
				自己収入	1,579	
				診療収入等		
	総合せき損センター	<p>・労働災害等による外傷により脊椎、脊髄に重度の障害を被った労働者に対し、受傷直後から一貫したチーム医療を実施するとともに、高度かつ専門的な医療水準の治療及び医学的リハビリテーションを行い、早期の職場・自宅復帰を図るため、総合せき損センター（1箇所）を設置。</p> <p>・麻痺を克服し、生活自立を目指すため、治療からリハビリテーション、さらに重度障害者の支援機器等の開発を行うなど総合的な脊髄損傷の専門施設。</p> <p><根拠法令等> 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号</p>	4,877	合計	4,877	0
				国費	4	
				施設整備補助金	2,475	
				自己収入	2,397	
				診療収入等		
	労災リハビリテーション作業所	<p>・労働災害により外傷性せき髄損傷の障害を受けた者や両下肢に重度の障害を受けた者で、自立更生しようとしている者を宿舎に受け入れ、健康管理や生活指導を行い各種の勤労作業に従事させて、その自立更生を支援するため、労災リハビリテーション作業所（3箇所）を設置。</p> <p>※ 入所者の退所先を確保しつつ、今年度末に2箇所廃止し、平成27年度末に1箇所廃止予定。</p> <p><根拠法令等> 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号</p>	399	合計	399	0
				国費	378	
				自己収入	21	
				施設利用料等		
	勤労者予防医療センター	<p>・就業環境等の変化に伴い増加が懸念されている過重労働による健康障害や勤労者のメンタルヘルス不調の予防対策を推進するため、勤労者予防医療センター（9箇所）を設置。</p> <p>・作業関連疾患の発症の予防及び増悪の防止に関する労働者に対する健康相談及び指導、作業態様と疾病の発症との因果関係及び当該疾病の増悪の防止に関する情報の収集並びに予防医療に関する効果的な指導方法等の調査研究等を実施。</p> <p><根拠法令等> 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号</p>	896	合計	896	16
				国費	739	16
				施設整備補助金	84	
				自己収入	73	
				指導相談料等		
	産業保健推進センター	<p>・労働者50人以上の事業者には、労働安全衛生法により、産業医による産業保健活動が義務づけられている。</p> <p>このため、地域の医師会等関係団体と連携し、産業医、産業保健スタッフ等がその職務を履行する上で必要な専門的かつ実践的な知識を付与する研修等を行っている。</p> <p>・小規模事業場産業保健活動支援促進助成金の支給等を実施。（平成24年度末で終了）</p> <p>※ 平成24年度末までに32か所の集約化を実施済み（平成24年度末：15か所）</p> <p><根拠法令等> 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号 労働安全衛生法第19条の3 第12次労働災害防止計画</p>	3,204	合計	3,210	0
				国費	2,035	
				小規模事業場産業保健活動支援促進事業費等補助金	11	
				メンタルヘルス対策支援センター事業委託費	901	
				地域産業保健事業委託費	238	
				産業保健事業の統合調整のための協議会運営事業委託費	9	
				自己収入	15	
				宿舍料等		

NO.	43	所管	厚労省	法人名	独立行政法人労働者健康福祉機構
-----	----	----	-----	-----	-----------------

○事務・事業の構造等（平成25年度）

未払賃金の立替 払事業	<ul style="list-style-type: none"> ・「賃金の支払の確保等に関する法律」に基づき、労働基準監督署や破産管財人等によって確認・証明された未払賃金の立替払請求について、支払事務を行うとともに、立替払により代位取得した賃金債権の求償事務を行っている。 ・立替払の原資は、国からの補助金の形で交付され、その全額が立替払に充てられている。 <p><根拠法令等> 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号 賃金の支払の確保等に関する法律第7条</p>	17,680	合計	21,488	0
			国費	173	
			自己収入	7,169	
産業殉職者慰霊 事業（高尾みこ ろも霊堂）	<ul style="list-style-type: none"> ・労働災害により殉職された方々を慰霊するため建立されたもの（1ヶ所）でその運営を行う。 ・開堂以来、毎年秋に各都道府県の遺族代表をはじめ政財界、労働団体の代表等の参列の下、産業殉職者合祀慰霊式を実施。 <p><根拠法令等> 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号</p>	81	合計	81	0
			国費	46	
			自己収入	10	
①労働安全衛生 融資、②在宅介 護住宅・自動車 購入資金の貸付 け （経過業務）	<ul style="list-style-type: none"> ・既に廃止された労働安全衛生融資、在宅介護住宅・自動車購入資金貸付に係る貸付債権の管理、回収を実施。 <p><根拠法令等> 第12次労働災害防止計画</p>	2,499	合計	2,567	0
			国費	17	
			自己収入	2,344	

※1 「特定関連会社・公益法人への支出」については、100万円以下の少額随契は除く。

※2 公益法人については、国所管の法人に限る。

※3 その他、本部管理業務として、支出2,992百万円、収入2,793百万円がある。

※4 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において様式1の合計と合致しないものがある。

○国からの財政支出のうち特別会計からの支出の状況（特別会計別内訳）

<平成24年度決算合計>

		合計	労働保険特別会計	—	—
特別会計	法人合計（百万円）	26,036	26,036		
	労災病院	52	52		
	労災疾病研究センター	623	623		
	労災看護専門学校	1,057	1,057		
	医療リハビリテーションセンター	37	37		
	総合せき損センター	2,479	2,479		
	労災リハビリテーション作業所	378	378		
	勤労者予防医療センター	823	823		
	産業保健推進センター	3,195	3,195		
	未払賃金の立替払事業	14,319	14,319		
	納骨堂（高尾みこも霊堂）	71	71		
	①労働安全衛生融資、②在宅介護住宅・自動車購入資金の貸付け	223	223		
	本部管理業務	2,779	2,779		

※5 労災病院に係る国からの財政支出については、競争的資金の獲得（委託事業の受託）によるもののみとなっている。

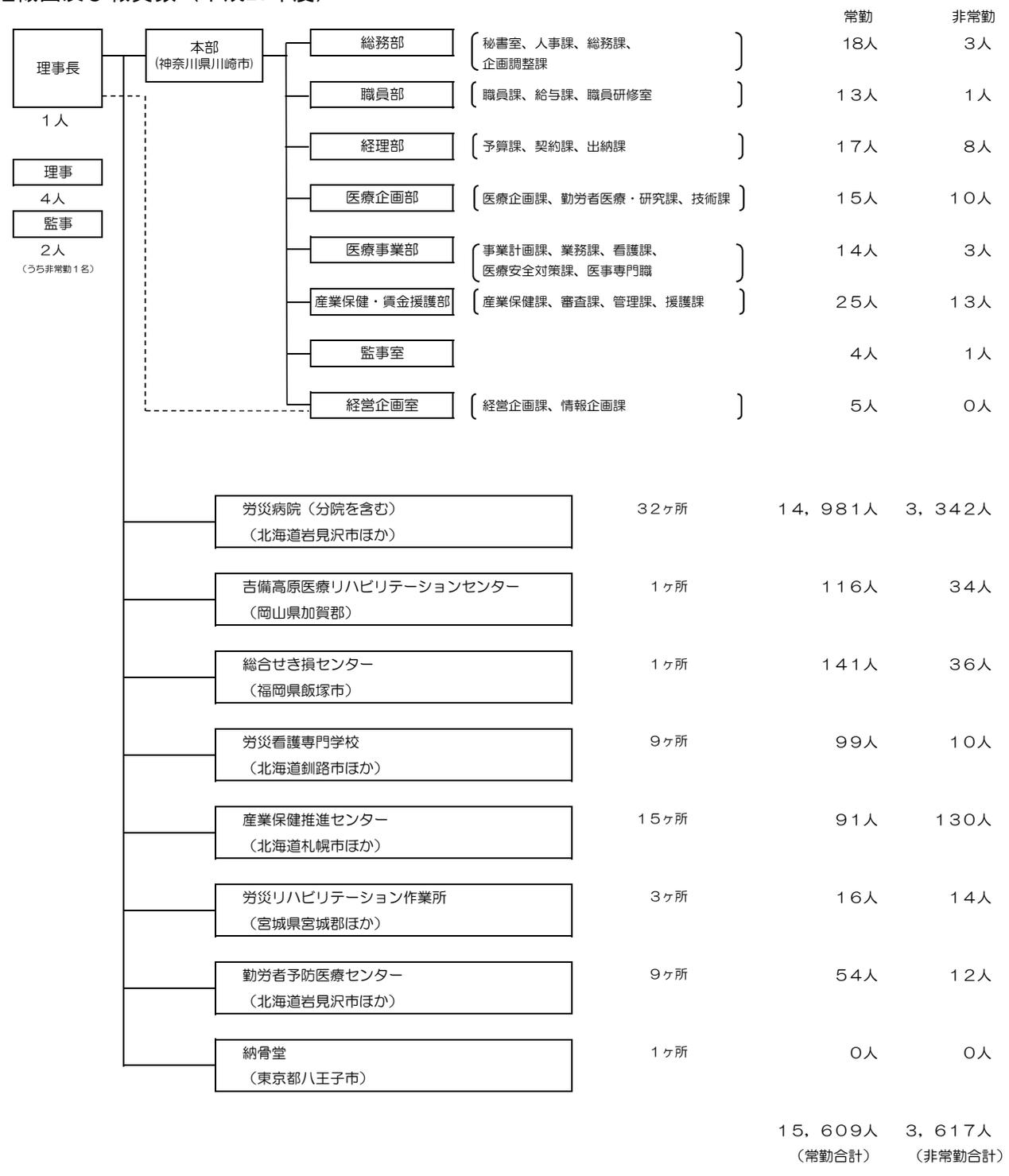
※6 本部管理業務の支出額（2,779百万円）は、※3で示している収入2,793百万円から、職員宿舍等の自己収入（13百万円）を除いた額である。

※7 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において上記の事務・事業毎の合計額と合致しないものがある。

1. 独立行政法人の概要（その3）

N0.	43	所管	厚労省	法人名	独立行政法人労働者健康福祉機構
-----	----	----	-----	-----	-----------------

○組織図及び職員数（平成25年度）



No.	43	所管	厚生労働省	法人名	独立行政法人労働者健康福祉機構
-----	----	----	-------	-----	-----------------

1. 独立行政法人の概要（その4）

○国の政策実施機関としていかなる政策体系の中に法人がいかに位置づけられているのか、また、法人の業務について我が国の成長や国民の安全・安心の確保等の観点からいかなる成果をあげているか

労働者健康福祉機構は、厚生労働省の政策体系において、「ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備する」という基本目標の下、「被災労働者等の社会復帰の促進等を図ること」を達成することが求められている。

具体的には、労災補償行政、安全衛生行政のセーフティネットとして、労災疾病等に関する予防から治療、リハビリテーション、職場復帰に至る一貫した高度・専門的医療の提供を行うとともに、労災疾病等の研究・開発により得られた予防法・治療法のモデルを労災指定医療機関等に対して普及を図るほか、産業保健活動の支援、未払賃金立替払などの各事業を実施するなど、労働者の豊かで安全・安心な生活の実現について、職域においてその一翼を担っている。

<主な成果>

①労災病院事業

- (ア) 労災疾病等に係る高度・専門的医療の提供（アスベスト・じん肺・せき損等）、地域医療の支援
- (イ) アスベスト関連疾患・粉じん等による呼吸器疾患分野における国内の労災指定医療機関に対する研究成果の普及
- (ウ) 労災補償行政への貢献：労災医療の専門的知見による労災認定意見書の作成（31,410件 H16～H24）等

②産業保健推進センター事業：産業医等事業場の産業保健担当者に対する専門的な研修・相談等

③未払賃金立替払事業：4万人に対して175億円の立替払を実施（H24年度）

④その他：東日本大震災への対応（全国の労災病院から被災地へ医療チームを派遣（101医療チーム・延べ331人 H24年度末））

○独立行政法人として発足する以前との比較において、独法制度を活用することによりどのようなメリット・デメリットがあったか

（メリット）

①国による事前統制から事後チェックに重点が置かれることとなったことから、弾力的かつ柔軟な予算の執行、事業の実施が可能になったこと。

②職員数が定員管理の対象外とされ、また給与も独立行政法人通則法に則り運用できるようになったことから、（ア）診療報酬における上位施設基準の取得に必要な医師等の増員、（イ）全国的に不足している医師の確保に係る給与面での工夫ができるようになったこと。

③独法評価制度を通じて毎年度業務実績が厳格に評価されることから、PDCAサイクルにより、中期計画や年度計画の達成に向けた業務の改善が図られるようになったこと。

（デメリット）

一律の総人件費規制が適用されることにより、医師等の必要な人材確保や適正な処遇・配置等に相当な制約が課せられていること。

○関連する行政事業レビューシート（平成25年度）

府省名	事業番号	事業名
厚生労働省	347	地域産業保健センターの整備事業
厚生労働省	348	じん肺診断技術等研修事業
厚生労働省	353	メンタルヘルス対策支援センター事業
厚生労働省	365	労働安全衛生融資資金利子補給金
厚生労働省	376	じん肺症例に関する調査
厚生労働省	415	独立行政法人労働者健康福祉機構運営費交付金に必要な経費
厚生労働省	417	未払賃金立替払事務実施費
厚生労働省	435	石綿関連疾病診断技術研修事業
厚生労働省	437	石綿確定診断等事業
厚生労働省	438	治療と職業生活の両立等の支援手法の開発
厚生労働省	439	独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備に必要な経費
環境省	278	石綿問題への緊急対応に必要な経費

No.	43	所管	厚生労働省	法人名	独立行政法人労働者健康福祉機構
-----	----	----	-------	-----	-----------------

1. 独立行政法人の概要（その4）

○法人の業務における民間委託の状況

①内部管理業務（調達、給与、研修など）、庁舎管理業務、システム関連業務			
業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算) (百万円)	委託先
内部管理業務	医事・会計業務他	5,132	(株)ニチイ学館他
庁舎管理業務	電気設備保守管理業務他	3,193	太平ビルサービス(株)他
システム関連業務	病院情報システム管理業務他	1,449	ACMOSソーシングサービス(株)他
②①以外の業務			
業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算) (百万円)	委託先
営繕工事	急患センター増改修その他工事他	13,122	(株)梅村組他
給食業務	病院給食業務他	3,118	日清医療食品(株)他
雑役(保守他)	医療用放射線治療装置保守他	2,845	(株)バリアンメディカルシステムズ他
医療部門委託	手術器具滅菌業務他	2,110	サクラヘルスケアサポート(株)他
委託検査業務	検体検査支援業務他	1,451	(株)ビー・エム・エル他
洗濯業務	患者病衣洗濯業務他	448	ワタキューセイモア(株)他
機械器具修繕	一般撮影装置管球交換他	135	(株)常光他

※機構HPにて公表している「契約に係る情報の公表」(100万円超契約が対象)より業務毎に集計。

No.	43	所管	厚生労働省	法人名	独立行政法人労働者健康福祉機構
-----	----	----	-------	-----	-----------------

2. 個別法人の組織等の在り方について（その1）

(1) 独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）について	
① 措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 独立行政法人労働安全衛生総合研究所と統合する。 ○ 労災リハビリテーション工学センターを廃止する。 ○ 海外勤務健康管理センターを廃止する。 ○ 労災リハビリテーション作業所は、在所者の退所先の確保を図りつつ縮小廃止する。 ○ 法人形態の見直し及び業務の見直しに伴い、組織の再編を行う。
② これに対する現時点での考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 労働災害防止に係る研究成果を、就労現場での労災疾病予防から、治療、職場復帰支援に一貫して生かすことのできる体制を構築するため、独立行政法人労働安全衛生総合研究所（現在、中央労働災害防止協会に委託している日本バイオアッセイ研究センターを含む。）と統合する。 ○ 労災リハビリテーション工学センター・海外勤務健康管理センターは平成21年度に廃止済。 ○ 労災リハビリテーション作業所は順次廃止し、平成27年度中に全作業所を廃止予定。※現在3施設
(2) 独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）について	
① 措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 固有の根拠法に基づき設立される法人とする。 ○ 国が担うべき政策医療等について、国全体として無駄のない効率的な医療提供体制の下で、医療法の体系も踏まえ、国が適切に関与しつつ、確実に実施するとともに、自律的かつ効率的な経営の実現を目指す。 ○ 具体的な制度の在り方については、例えば、国民負担の最小化、担うべき政策医療の明確化、国との関係の明確化、適切な目標管理システムの構築、民間医療機関との役割分担、組織肥大化の防止、医療の質の向上、財務の透明性確保、適正な利益配分等の観点から検討を進める。 ○ 固有の根拠法に基づき設立される法人とするに当たっては、労災病院関係業務等の真に必要な事務・事業に限定する。 ○ 国立病院機構との連携を進めつつ、将来の統合も視野に入れた具体的な検討を行う。
② これに対する現時点での考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 労働災害防止に係る研究成果を、就労現場での労災疾病予防から、治療、職場復帰支援に一貫して生かすことのできる体制を構築するため、独立行政法人労働安全衛生総合研究所（現在、中央労働災害防止協会に委託している日本バイオアッセイ研究センターを含む。）と統合する。 ○ 統合後は、事務・事業の内容に鑑み、引き続き独立行政法人とする。 ○ 「国立病院・労災病院等の在り方を考える検討会報告書」（平成24年2月15日）において、両法人を直ちに統合することは困難であり、まずは、両法人間の連携方策をより強化することにより、同様の効果を目指していくことが適当である旨、指摘されたことを踏まえ、国立病院機構との連携（医薬品や医療機器等の共同購入、治験の共同実施等）をより推進し、スケールメリットの活用を図る。
(3) 政策評価・独立行政法人評価委員会及び会計検査院による指摘事項	
① 指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政策評価・独立行政法人評価委員会からは、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成19年12月21日付け政委第29号）を通じて以下のとおり組織見直しに係る指摘を受けている。 （ア）労災病院の在り方の総合的検討（個々の病院の検証、病院配置の在り方等）、（イ）労災疾病研究センターの研究体制の在り方の見直し（研究体制の集約化）、（ウ）海外勤務健康管理センター等業務の廃止、（エ）産業保健推進センター業務の集約化及び効率化、（オ）労災リハビリテーション工学センター業務の廃止、（カ）労災リハビリテーション作業所業務の廃止、（キ）独立行政法人労働安全衛生総合研究所との統合による業務の一体的実施 ○ 会計検査院からは、組織見直しに係る指摘は受けていない。
② 対応状況	<p>（ア）個々の労災病院の政策医療に係る機能、地域医療事情、経営状況等について総合的に検証し、個別病院ごとの医療提供体制等を明らかにするとともに、平成24年3月にその検証結果を機構ホームページにおいて公表した。</p> <p>（イ）平成21年度に13分野19テーマを選定し、各研究センターが有する臨床研究機能を維持しながら、従来、各研究センターに分かれていた管理業務を本部に集約化するなど、研究体制の見直しを行った。また、本部に特任研究ディレクター及び本部研究ディレクターを配置（労災病院医師を兼務）して本部管理体制を強化した。</p> <p>（ウ）及び（オ）平成21年度末に廃止した。</p> <p>（エ）産業保健推進センターの統廃合（ブロック化）を段階的に進め集約化し、平成24年度末では推進センター15所、連絡事務所32所とした。また、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金事業及び自発的健康診断受診支援助成金事業を平成22年度末に廃止した。</p> <p>（カ）在所者の退所先の確保を図りつつ、施設の廃止に取り組み、平成24年度末時点で残存する3施設についても、平成27年度末までに廃止する計画である。</p> <p>（キ）「独立行政法人の抜本的な見直し」（平成21年12月25日閣議決定）により統合は凍結となったが、（1）②のとおり、今般、独立行政法人労働安全衛生総合研究所との統合を検討することとしている。</p>

No.	43	所管	厚生労働省	法人名	独立行政法人労働者健康福祉機構
-----	----	----	-------	-----	-----------------

2. 個別法人の組織等の在り方について（その2）

(4) (1)～(3)を踏まえた各府省としての組織見直しの考え方について

〔 個々の法人の事務・事業の全部又は一部の民間開放や他の主体への移管が可能な場合には、その旨についても記載。 〕

1. 勤労者の健康を取り巻く現状の変化と労福機構に求められる役割

- (独)労働者健康福祉機構（以下「労福機構」という。）は、
 - ・ 職場を通じた疾病や負傷の予防（労災疾病予防）
 - ・ 罹患又は受傷した場合の速やかな受療・最適な療養（労災疾病治療）
 - ・ 治癒又は症状が安定した場合の円滑な職場復帰、治療と就労の両立の支援（職場復帰支援）
 等の実施により、労働者の業務上疾病等に関する療養と、健康の保持増進等を適切・有効に図ることを主な政策目的としている。
- 近年の勤労者を取り巻く環境の変化をみると、アスベスト関連疾患や、化学物質に起因する健康障害（胆管がん）など、これまでの想定を超えた新たな傷病への迅速かつ的確な対応が求められる事例が増大し、原因物質の特定、発症機序の解明を含め、迅速・的確な対応が必要となっているほか、産業構造、就業年齢構造の変化や国民一般の健康状態の変化等により、脳・心臓疾患、精神疾患による労災補償件数も増大し、日常からの予防対策、迅速・的確な療養、早期の職場復帰支援が必要である。
- このような新たな課題に対応するためには、労災病院における臨床研究に加え、疾病等の原因の究明等に関する基礎研究の知見を取り込みつつ、予防のための取組をより機動的に推進し、予防・治療・職場復帰支援を総合的に展開することが求められている。

2. 求められる役割を踏まえた組織のあり方

- 労福機構の組織の在り方については、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）において、独立行政法人労働安全衛生総合研究所（以下「安衛研」という。）と統合することとされた経緯がある。
- これは、同計画における
 - ・ 類似業務を行っている法人、融合効果の見込める研究開発型の法人等について業務運営の効率化等が図られるものについては、他法人との統合等を行うこと
 という考え方に沿っており、労福機構の予防・治療・職場復帰と、安衛研の労働災害防止に係る基礎研究との一体的実施による、
 - ・ 労災病院等でのより高度な診断・治療法の開発・提供
 - ・ 職業性疾患等でのより効果的な予防措置や作業環境の改善措置等の開発
 - ・ 産業保健関係者と連携した研究成果や予防措置等の普及
 を可能とし、労働災害防止に係る基礎研究の成果を、就労現場での労災疾病予防から治療及び職場復帰支援に一貫して生かすことのできる体制の構築が期待されたところである。
- 現在の勤労者を取り巻く環境の変化への対応には、こうした考え方がきわめて重要であり、労福機構と安衛研の統合が必要（現在、中央労働災害防止協会に委託している日本バイオアッセイ研究センターを含む。）と考える。

3. 統合による効果

- 労福機構と安衛研の統合により、労働災害による疾病・負傷の予防に関する政策について、発生からそのメカニズムの解明まで一貫して把握・研究できるようになり、施策を企画立案するために必要な行政への情報提供や助言が、迅速・効率的に行われるようになる。
- 具体的な効果としては、例えば、
 - ① 労福機構（労災病院）の保有する臨床データの安衛研による活用
 - ② 安衛研の基礎研究の成果の労福機構による活用
 - ③ 安衛研と労福機構（産業保健推進センター）との連携による効果
 等が想定され、疾病の予防・労災給付（医療費）の減少につながることも期待される。

4. 組織及び事務・事業の見直し

- 両法人を統合する場合には、それに伴う組織の合理化（管理部門の集約化等）、事務・事業の精査等、一定の見直しが必要と考える。
- 労福機構については、これまで、海外勤務健康管理センターや労災リハビリテーション工学センターの廃止（平成21年度）、助成金の廃止（平成22年度）等を実施してきており、今後も、労災リハビリテーション作業所（3か所）の廃止を予定している。
- 診療報酬上の上位施設基準の取得等による更なる収入の確保、支出削減対策、厚生年金基金の国への代行返上等により、平成28年度に向けて374億円（平成24年度末現在）の繰越欠損金の着実な解消を目指す。
- また、現行の産業保健推進センターと、これまで委託事業として実施してきた地域産業保健事業・メンタルヘルス対策支援事業を、新たに一つの事業として再構成し、事業の管理・事務の簡素化等の事業管理面を効率化することとしているほか、事業の窓口や周知の一本化による利用者への利便性の向上を見込んでいる。

5. 考えられる法人形態

- 上記の役割を遂行するためには、病院に密接に関連する事業のみを独立して運営するのではなく、医療提供と産業保健事業、調査研究、職場復帰支援等を総合的に実施できる法人形態が必要不可欠と考える。
- このため、独立行政法人として、労福機構と安衛研との統合が必要（現在、中央労働災害防止協会に委託している日本バイオアッセイ研究センターを含む。）と考えるものである。

No.	43	所管	厚生労働省	法人名	独立行政法人労働者健康福祉機構
-----	----	----	-------	-----	-----------------

3. 独立行政法人制度の見直しについて

独立行政法人改革に関する中間とりまとめ～行政改革推進会議での中間的整理のために～（平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会）に関して特段の意見・コメントがあれば記載（制度面のみならず、運用面の見直しを含む）

「独立行政法人改革に関する有識者懇談会」の中間とりまとめにおいて、独立行政法人制度の具体的な見直しの方向性として、「適正な給与の在り方の検討」について示されており、「現行制度下においても、役職員の意欲や業績の向上を図るため、各法人の人件費の中で、年俸制や業績給等、法人の事務・事業の特性に応じたより柔軟な報酬・給与制度の導入が可能である」旨記載されている。

しかしながら、実際には、一律の総人件費規制が適用されることにより、医師等の必要な人材確保や適正な処遇・配置等に相当な制約が課せられているため、今後の「適正な給与の在り方の検討」に当たっては、この点にご留意いただきたい。